

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 給付金・相談制度などをご利用ください



※情報は、6月22日現在のものです。

## 事業者の皆さま

### 月々の固定費が心配な事業者へ① ～ 事業全般に広く使える給付金です ～

- 対象  
新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比50%以上減少した中小法人や個人事業者
- 金額  
(前年の総売上)ー(前年同月比▲50%月の売上×12カ月)

### 持続化給付金

- ※中小法人は200万円以内、個人事業者などは100万円以内が上限です。
- 申請方法 WEB申請
- ※詳細は、経済産業省持続化給付金申請ホームページをご覧ください。



▲詳細はこちらから

### 持続化給付金申請サポート会場が市内に開設されます

持続化給付金の電子申請をご自身で行うことが困難な人のためにサポート会場が開設されます。

- 期間 7月6日(月)～10日(金)
- 場所 ウイングロード1階
- 申し込み方法 事前予約が必要です。右記のいずれかの方法で予約してください。



▲詳細はこちらから

- WEB予約 経済産業省持続化給付金申請ホームページから予約してください。
- 電話予約(自動音声) ☎0120-835-130(会場コード2018)  
・受付時間 24時間(平日および土・日曜日を含む)
- 電話予約(オペレーター対応) ☎0570-077-866  
・受付時間 午前9時～午後6時(平日および土・日曜日を含む)

### 月々の固定費が心配な事業者へ② ～ 追加申請できる塩尻市独自の支援です ～

- 対象(次のすべてに該当する事業者)  
○経済産業省の持続化給付金の給付を受けている者  
○令和2年4月30日時点で市内に主たる事務所を有する法人または市内に住所を有する個人
- 金額(千円未満の端数は切り捨て)  
持続化給付金受給額の10分の1以内で上限10万円  
※本給付金の給付は1者につき1回限りです。

### 塩尻市中小企業等事業継続給付金

- 申請方法 郵送申請
- 申請先  
〒399-0736 塩尻市大門一番町12番2号401  
塩尻市産業政策課中小企業等事業継続給付金担当
- ※詳細は、市中小企業等事業継続給付金ホームページをご覧ください。



▲詳細はこちらから

### 【新制度】家賃負担が心配な事業者へ ～ 6カ月分の家賃を支給します ～

- 対象  
中堅企業、中小企業、小規模事業所、個人事業主などで5～12月において次のいずれかに該当する者  
○いずれか1カ月の売上高が前年同月比▲50%以上  
○連続する3カ月の売上高が前年同期比▲30%以上

### 家賃支援給付金

- 金額  
申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)  
※内容は変更になる場合があります。詳細は、経済産業省ホームページをご覧ください。



▲詳細はこちらから

## 事業者向け経済対策総合窓口

### ご相談ください

市では、事業者向けの経済的支援に関する窓口を設置しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り電話でお問い合わせください。

### 雇用調整助成金の申請を支援しています

市では、事業者による雇用調整助成金の申請を引き続き支援しています(6月22日現在、約30社の申請を支援)。ぜひご活用ください。

市民交流センター(えんぱーく)4階会議室401

○市産業政策課 ☎0263(53)3411 ○塩尻商工会議所 ☎0263(52)0258

## 市民の皆さま

### 求職中の人へ ～ お仕事探しのご相談はこちらへ～

職業相談員3人が常駐し、職業相談や紹介を行っています。また、「求人情報提供端末」を5台設置しているため、最新の求人情報の検索もできます。料金や予約は不要ですので、お気軽にご利用ください。

■日時 月～金曜日 午前9時半～午後5時  
※詳細は市ホームページをご覧ください。

### 塩尻市 ふるさとハローワーク

#### ■場所および窓口

市民交流センター4階会議室404  
塩尻市ふるさとハローワーク

☎0263@5588

※雇用保険失業給付各種申請などの手続きは行っていません。



▲詳細は  
こちらから

### 解雇や雇い止めなどでお困りの人へ ～ 労働問題全般にわたるご相談はこちらへ～

解雇や雇い止め、退職勧奨などの問題のほか、賃金や労働時間といった労働条件に関する事など、労働問題全般にわたる相談にのります。料金や予約は不要です。

■日時 月～金曜日  
午前8時半～午後5時15分

■場所および窓口 中信労政事務所  
(松本市大字島立1020 松本合同庁舎内)

☎0263@1936

※詳細は、中信労政事務所労働相談ホームページをご覧ください。



▲詳細は  
こちらから

### 緊急労働相談窓口

#### 身近な地域に出向いて相談にのります ～巡回労働相談～

専門の相談員が、あなたの身近な地域に出向いて相談にのります。相談料は無料ですので、ぜひご利用ください。

■日時 毎月第3木曜日  
午後1時～4時

■場所 市民交流センター3階会議室306  
※予約は不要です。直接会場にお越しください。



▲詳細は  
こちらから

### 現在就職活動中の学生や、若年者の人へ ～ 就職活動や面接などのご相談はこちらへ～

若者の就職に関する悩みや就職活動のノウハウなどについて、専門のアドバイザーが無料で相談にのります。

■対象 就職に関する悩みがあるおおむね39歳までの人

■日時 毎月第4木曜日 午後1時半～5時

※祝日の場合は第3木曜日になります。

※事前予約が必要です。また、1人当たりの相談時間は1時間です。

### 若年者就職相談 ミニジョブカフェしおじり

■場所 市民交流センター3階会議室301  
※市営大門駐車場を無料でご利用いただけます。

■申し込み方法 塩尻市役所産業政策課窓口  
または電話(☎0263@0280 内線1279)でお申し込みください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



▲詳細は  
こちらから

### 働く妊婦さんおよび妊婦さんを支援する事業者へ ～ 妊娠中の休暇取得を支援します～

#### 働く妊婦さんへ

■対象 妊娠中の女性労働者で、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染の恐れに関する心理的なストレスが、母体または胎児の健康保持に影響があると、主治医や助産師から指導を受けた人

※指導について事業者申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

■期間 令和3年1月31日(日)まで

※詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。



▲詳細は  
こちらから

### 母性健康管理措置および 対応事業者への助成制度

#### 働く妊婦さんを支援する事業者へ

■対象(次のすべてを満たす事業者)

○9月30日(水)までに新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を設け、社内に周知した者  
○令和3年1月31日(日)までに有給休暇を合計5日以上労働者に取得させた者

■金額 1人につき計5日以上20日未満の場合25万円(追加支給および上限金額あり)

※詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。



▲詳細は  
こちらから